|  |
| --- |
| **成年後見制度** |

知的障がい又は精神障がいなどで判断能力が十分でない人の財産管理、介護等の契約、遺産分割等の法律行為を本人に代わって後見人等が行う制度として成年後見制度があります。

●法定後見制度

本人、配偶者、４親等内の親族などが家庭裁判所へ審判の申し立てをすることにより、後見人、保佐人、補助人等が選任されると、判断能力が十分でない人の契約等の法律行為を行う場合、後見人等の同意が必要となります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 類型 | 補　　　助 | 保　　　佐 | | 後　　　見 |
| 対象となる人 | 判断能力が不十分な人 | 判断能力が著しく不十分な人 | | 判断能力が全くない人 |
| 申立てができる人 | 本人、配偶者、４親等内の親族、検察官、市長など | | | |
| 付与される範囲  (日常生活に関する行為は除く) | 申立ての範囲内で家庭　裁判所が審判で定める　　法律行為 | | 財産に関する権利、相続の　　承認・放棄、遺産の分割、　　　新築・増築・改築などの行為 | すべての法律行為 |

※成年後見制度を利用した場合、医師、税理士等の資格や会社役員などの地位を失うなどの制限があります。

　・問い合わせ先

|  |  |
| --- | --- |
| 総合的な案内 | 静岡家庭裁判所浜松支部　☎４５３－７１６８  浜松市中央区中央一丁目１２番５号 |
| 法的なトラブルを解決するために役立つ法制度情報や、最も適切な相談窓口の情報については | 日本司法支援センター浜松支部（法テラス浜松）  ☎０５７０－０７８３２４  ☎０５０－３３８３－５４１０（ＩＰ電話ご利用の場合）  浜松市中央区中央一丁目２番１号　イーステージ浜松４階 |

●任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ自らが選んだ代理人が、将来、判断能力が不十分な状態になったとき、自分の生活や財産管理などの手続きを本人に代わって行う制度です。

・問い合わせ先：浜松公証人合同役場　☎４５２－０７１８

中央区元城町２１９番地の２１　第一ビル　２階

●市長申立

親族等身寄りがない場合は、市長による申立を行う制度があります。

・問い合わせ先：知的障がいのある人・・・・・各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）

精神障がいのある人・・・・・障害保健福祉課　☎４５７－２２１３

●後見人等報酬助成制度

生活困窮等で後見人等に報酬を支払うのが困難な場合、収入財産状況等により報酬助成の制度があります。

・問い合わせ先：障害保健福祉課　☎４５７－２８６４

|  |
| --- |
| **災害時避難行動要支援者名簿への登録** |

災害時の避難支援などに活用するため、登録者の情報を避難支援関係者に提供します。

●対象者

以下全てに該当する人

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの交付を受けている人

・在宅の人（施設等へ入所している人は除く）

・家族以外の第三者の支援がなければ、避難が困難な人

・地域の避難支援関係者（自治会）等へ情報が提供されることに同意する人

　※情報提供先及び提供される情報は以下をご確認ください。

●窓口

各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）

●情報提供先

自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、警察・消防関係、その他の避難支援等の実施に携

　わる関係者

●提供される情報

①氏名、②生年月日、③性別、④住所（居所）、⑤電話番号、⑥障害種別・程度、⑦その他避難　　　　支援に必要な情報（住宅地図等）

※年１回提供します。

●注意事項

・同意を得て支援団体等に提供された個人情報は、災害発生時のほか地域の防災対策（防災活動、避難支援活動等）に活用します。

・同意することにより、災害時の避難行動の支援が必ず保証されるものではありません。また、　　　地域の避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

・支援団体等へ情報を提供する際に、市が所有する情報にて要件に該当しない場合（死亡・市外　　　転居・施設入所等）は、情報の提供は行いません。

・名簿の登録は、変更の申出がないかぎり、自動的に継続します。

|  |
| --- |
| **重度訪問介護利用者大学修学支援事業** |

重度の障がいがある人が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、大学等への通学中及び学内における身体介護等の支援を提供します。

●対象者

浜松市に住所を有する在宅の人、又は浜松市外に居住地を有する人のうち浜松市の障害福祉サービスの支給決定を受けている人のうち、次のすべての要件に該当する人です。

・重度訪問介護の対象となる人

・入学後に停学その他の処分を受けていない人

・入学後に病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の修得単位数が皆無若しくは極めて少ないなど、学修の意欲に欠けると認められる状況にない人

●対象となる学校

学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学等（大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校）のうち、次の要件を満たす学校です。

・障がいのある学生の支援について協議・検討及び意思決定等を行う委員会や、障がいのある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されている。

・大学等において、常時介護を要するような重度の障がいのある人に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められている。

●費用

利用料の１割（世帯等の所得状況により、負担上限月額が設定されます。）

●窓口

各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）

|  |
| --- |
| **重度障害者等就労支援特別事業** |

障がいのある人の雇用を促進するため、重度の障がいのある人の通勤や職場等における支援を実施します。

●対象者

浜松市に居住する人のうち、次のすべての要件に該当する人です。

・重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている人

・民間企業で雇用されている人（就労継続支援Ａ型事業所の利用者は除く）、又は自営業者等で通勤や職場における支援が必要な人

・一週間の所定労働時間が10時間以上の人、又は該当年度末までに10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書において確認できた人

●支援の内容

職場等における業務外の福祉的支援、通勤支援、職場等における業務介助です。ただし、民間企業

に雇用されている人は、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用してもさらに支援を必要とする場合に本事業を利用することができます（職場等における業務介助は支援の対象外です）。

●利用時間

・職場等における支援：１日８時間、かつ１週間に４０時間

・通勤支援：通勤に要した時間

　※支援計画書の内容を基に決定された時間となります

●費用

利用料の１割（世帯等の所得状況により、負担上限月額が設定されます。）

●窓口

各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）